

宮運整第190号
令和8年6月15日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長
(公 印 省 略)

事業用自動車の運転者による飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の運転者による飲酒運転防止については、これまで再三にわたり周知徹底を図ってきたところですが、令和8年6月5日（金）13時30分頃、富山県魚津市の北陸自動車道下り線魚津インターチェンジ付近において、福島県に営業所を置く大型トラックが、道路上で作業中の工事車両2台に追突し、作業員2名が死亡、当該トラックの運転者も負傷する事故が発生しました。なお、事故後の警察の捜査により、当該運転者は酒気帯び運転の疑いで逮捕されております。

事故原因等の詳細は調査中ではありますが、飲酒運転の根絶に向けて強力に取り組んでいる中でこのような事故が発生したことは、運送事業に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態であり、誠に遺憾です。

つきましては、事業用自動車の安全確保のため、貴会傘下会員に対し、飲酒運転の根絶並びに関係法令の遵守及び事故の再発防止が図られるよう、下記について改めて周知方お願いいたします。

記

運行管理者及び運転者等に対する指導監督、点呼等について、以下の事項を徹底すること。

- (1) 飲酒量及び飲酒習慣が運転や健康に及ぼす影響に関する理解の向上を図るため、計画的かつ継続的な教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断及び適性診断の結果を踏まえた個人面談等を実施し、飲酒習慣を有する運転者に対しては、その飲酒実態を把握した上で適切な指導及び改善を図ること。また、アルコール依存症が疑われる場合には、早期に専門医への相談を促すなど、適切な支援を講ずること。
- (3) 点呼の確実な実施を徹底すること。特に遠隔地における点呼については、適切な時期に確実に実施するとともに、休息期間中の飲酒に起因する飲酒運転を防止するための管理体制及び手法を構築すること。
- (4) 輸送の安全確保が自動車運送事業者の最大の使命であることを再認識するとともに、貨物自動車運送事業法等関係法令に定める規定の遵守を徹底し、同種事故の再発防止を図るための指導監督を強化すること。

